# 取締役会で決めること

取締役会は、すべての取締役により構成される機関であり、会社の業務執行に関する意思決定などを行ないます。

# 取締役会の機能

取締役会は、すべての取締役で構成され、

- ① 会社の業務執行の決定
- ② 取締役の職務の執行の監督
- ③ 代表取締役の選定・解職を行ないます。

監査役は、取締役会の構成員ではないものの、 取締役会に出席し、必要があるときには意見を述 べる義務を負います。

また、取締役の不正行為または定款・法令違反 行為があるときは、それを取締役会に報告する義 務があります。

### (1) 業務執行の決定

### 

会社の「業務執行」とは、会社の業務に関する 事務の処理をいい、会社を代理または代表して外 部と取引を行なうなどの対外的な業務執行と、予 算を編成するなどの対内的な業務執行があります。

「業務執行の決定」とは、その意思決定をいいます。

取締役会設置会社では、原則として取締役会が

# ●図表6-1 取締役会の決定が必要な事項

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
- ④ 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 社債の募集に関する事項
- ⑥ 業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)の整備
- ⑦ 取締役等の責任免除に関する定款の規定に基づく役員の 責任の免除

「業務執行の決定」を行ない、これに基づき、代 表取締役または業務執行取締役が「業務執行」を 行ないます。

ただし、取締役会は法令や各社の定款で定められた一定の事項を除き、「業務執行の決定」を代表取締役その他の取締役や常務会等の別の会議体に委任することができます。

この委任は明示的になされる必要はなく、実務 上は、取締役間の職務の分担によって黙示的に行 なわれています。

### イ 取締役会が決定しなければならない事項………

図表6-1に掲げる事項の決定その他の「重要な業務執行の決定」については、代表取締役その他の取締役や他の会議体に委ねることはできないとされているため、取締役会が行なう必要があります。

なお、取締役会は「重要な業務執行」のすべて を決定する必要はなく、基本的な部分を決定すれ ば足り、細目の決定は代表取締役等に委任するこ とが可能です。

以下、それぞれについて概要を説明します。

#### ① 重要な財産の処分及び譲受け

「財産の処分」とは、基本的には売 却のことですが、その他にも担保権の 設定、損失補填、融資、出資、債権放 棄、債務免除、寄附などが含まれます。

「重要な財産の処分」に当たるかどうかは、処分される財産の価額、当該財産が会社の総資産や純資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様のほか、会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断

されます。

従来の取扱い等の事情が考慮されることから、 各社において合理的な内容の取締役会付議基準を 定めておき、それに従った運用をすることが重要 です。

### ② 多額の借財

「借財」とは、金銭の借入れのほか、保証、約 東手形の振出し、為替手形の引受けなどが該当し ます。

「多額の借財」に当たるかは、当該借財の金額、 会社の総資産・経営利益等に占める割合、借財の 目的、会社における従来の取扱い等の事情を総合 的に考慮して判断されます。

### ③ 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

「支配人」とは、会社から包括的代理権を与え られている者をいい、また、「重要な使用人」と は、支配人に準ずる重要性を有する使用人をいい ます。

どのような者が「重要な使用人」に当たるかに ついては、会社の規模や組織に応じた総合判断と なりますが、一応の基準として、執行役員等、役 員を除いた各部門の最高位の使用人がこれに当た るとする見解があります。

## ④ 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃 止

「支店」とは、本店とは別に独自の営業活動を 決定し、対外的な取引を成し得る営業所の実質を 備えるものをいい、「組織」とは部門や会議体を いいます。

子会社を設立することも「重要な組織の設置」 に当たると解されています。

### ⑤ 社債の募集に関する事項

社債を発行する場合、当該社債の総額の上限、 利率及び払込金額に関する事項の要綱等を定める 必要があります。

### ⑥ 業務の適正を確保するために必要な体制(内 部統制システム)の整備

内部統制システムとは、企業内部で違法行為・ 情報漏えい・ミスなどが発生することを防ぐため の体制をいい、取締役会は当該システムそのもの ではなく、その整備に係る事項を決議する必要が あります。

たとえば、取締役会は、内部統制システムの目 標の設定、当該目標の達成のために必要な内部組 織及びその権限、内部組織間の連絡方法、是正す べき事実が生じた場合の是正方法等に関する要綱・ 大綱を決定することになります。

なお、会社法上の大会社(資本金が5億円以上 または負債の合計が200億円以上の会社)は、内 部統制システムの構築が義務付けられているため、 大企業の取締役会は、内部統制システムの整備に 関する事項を決議する必要があります。

## ⑦ 取締役等の責任免除に関する定款の規定に基 づく役員の責任の免除

役員等が会社に対して負う任務懈怠による損害 賠償責任は、原則として総株主の同意がなければ 免除することができませんが、定款の定めがあれ ば、取締役会決議によってその責任の一部を免除 することができます。この一部免除の決定は、取 締役会が取締役に委任することができません。

以上の7つに当たらなくても「重要な業務執 行 | に当たるものについては、取締役会で決定す る必要があります。

「重要な業務執行」に当たるかの判断は、実務 的には取締役会事務局がまず検討を行ない、当該 結果を踏まえて代表取締役が判断することが一般 的です。

ただし、都度判断では、判断の一貫性を維持で きず、恣意的な判断がなされる可能性があります。 また、裁判例上、「重要な業務執行」に当たるか の判断においては、従前の取扱いが考慮要素とさ れていることから、各社において合理的な内容の 取締役会付議基準を定めたうえで、それに従った 運用をすることで、裁判においても当該付議基準 が尊重される可能性が高いと考えられます。

そのため、すべての類型を事前に網羅すること は不可能であるものの、想定し得る範囲で、「重 要な業務執行」に当たる類型を定めた「取締役会 付議基準」を定めておくことが望ましいといえま す。

付議基準を定めるに当たっては、「重要な財産の処分及び譲受け」や「多額の借財」といった抽象的な類型については、会社の規模等を考慮して、

「1件○円以上の固定資産の取得及び譲渡」 「1件○円以上の長期借入れ」

などと具体的に定めることが考えられます。

### ●図表6-2 取締役会が決定すべきとされる事項

- 種類株式の要綱を定款で定めた場合における当該種 類株式の詳細
- ・ 譲渡制限株式の取得の承認
- 株式の指定買取人の指定
- 自己株式の取得
- 子会社からの自己株式の取得
- 市場取引等による自己株式の取得
- 自己株式取得の価格等の詳細
- 取得条項付株式の取得日
- 取得する取得条項付株式
- 消却する自己株式の数
- 株式の分割とその詳細
- 株式無償割当てとその詳細
- 単元株式数の滅少・廃止の定款変更
- 所在不明株主の株式の買取り
- 株式の募集事項のうち委任事項
- 公開会社における株式の募集事項
- 株主割当てにおける募集事項等
- 募集株式 (譲渡制限株式) の割当て
- 1 株未満の端数の合計数に相当する株式の買取り
- 新株予約権の募集事項のうち委任事項
- 公開会社における新株予約権の募集事項
- 新株予約権の株主割当てにおける募集事項等
- 募集新株予約権 (譲渡制限新株予約権等) の割当て
- 新株予約権の譲渡等の承認 (新株予約権者からの請求)
- 新株予約権の譲渡等の承認(取得者からの請求)
- 取得条項付新株予約権の取得日
- 取得する取得条項付新株予約権
- 消却する自己新株予約権の内容及び数
- 新株予約権無償割当てとその詳細
- 株主総会の招集

- 株主総会に提出する議案の内容
- 競業及び利益相反取引の承認
- 代表取締役の選定及び解職
- 業務を執行する取締役の選定
- (監査役設置会社以外における)会社と取締役との 訴えにおける会社代表者の選定
- 取締役会の招集権者の選定(定款に定めがない場合)
- 特別取締役による取締役会の定め
- 役員等の会社に対する責任の取締役会による免除
- 計算書類・事業報告・附属明細書の承認
- 臨時計算書類の承認
- 連結計算書類の承認
- 株式の発行と同時に行なう資本金・準備金の額の減 小
- 一定の場合の準備金の額の減少
- 欠損填補のための準備金の減少
- ・ 剰余金の配当、自己株式の取得、損失処理、任意積立金の積立その他の剰余金の処分(会計監査人が設置されていて、取締役の任期が1年等の要件を満たす一定の会社において、定款によって取締役会権限とされている場合のみ)
- ・中間配当とその詳細
- 株主総会による承認を要しない場合における、事業 譲渡等契約、吸収合併契約、吸収分割契約、新設分 割計画、株式交換契約及び株式移転計画の内容
- 株式を振替制度の取扱対象とすることへの同意(振 替社債法128条2項)
- 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針
- 補償契約・D&O保険(会社役員賠償責任保険)の 内容

また、多くの会社が付議基準において「重要な 業務執行の決定」に当たるとしている行為類型と して、

- 年間事業計画の策定
- 年間予算の策定
- 新規事業への進出
- 経営方針の変更
- 既存事業の廃止・変更
- 経営戦略の設定
- 業務提携
- ・訴訟の提起
- 社内規程の整備
- 就業規則の変更

が挙げられます。

### 

会社法その他の法令により、取締役会設置会社 においては、図表6-2の事項について、取締役 会が自ら決定しなければならないとされています。 よって、これらの事項も各社の取締役会付議基準 の内容に加えておく必要があります。

#### エ 必要な取締役会決議を欠いた場合の効果 ………

前記イ、ウで述べた取締役会決議が必要な行為 を、取締役会決議を経ずに行なった場合、当該行 為の効果はどうなるでしょうか。

判例は、取締役会決議を欠く「重要な業務執 行」に当たる行為も原則として有効であるが、当 該行為の相手方が取締役会決議を経ていないこと を知り、または知り得たときは当該行為は無効で あると判断しています。

たとえば、会社が「重要な財産の処分」に当た る不動産の売却を行なうにもかかわらず、取締役 会決議を経なかった場合において、当該不動産を 購入した相手方が取締役会決議を経ていないこと を知っていたときは、当該不動産の売買は無効で あり、会社は相手方に対して(受領した代金を返 環するとともに)不動産の返還を求めることがで きます。

他方、新株発行については取締役会決議を欠い ても、基本的に無効にはならないと解されていま す。これは一度なされた新株発行を無効にするこ とは、社会的な影響が大きいためです。

行為の有効性とは別の問題として、取締役が、 取締役会決議を要する行為を、取締役会決議を経 ずに行なうことは法令(会社法)違反であり、取 締役が会社に対して負う任務の懈怠に当たります。

そのため、取締役会決議を経ずに行なった行為 によって会社に損害が生じた場合、当該行為を行 なった取締役は当該損害を賠償する責任を負いま す。

したがって、取締役が自らの職務の執行につい て責任を問われることを回避するためにも、取締 役会を適時に開催し、その決議を経ることが重要 です。

### (2) 取締役の職務の執行の監督

取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機 能を有します。そのため、取締役会を構成する 個々の取締役は、他の取締役が職務を適法かつ妥 当に行なっているかを監視する権限を有し、その 義務を負います。

### (3) 代表取締役の選定・解職

会社の取締役は株主総会で選任されますが、取 締役会設置会社では、取締役会が取締役の中から 代表取締役を選定し、また解職します。

なお、取締役会において、代表取締役の解職 や、取締役の解任議案の株主総会への付議を決議 する際には、当該代表取締役または取締役は、後 述する特別利害関係取締役に該当することから、 その審議・決議に参加することができないと解さ れています。

他方、代表取締役の選定を決議する際には、候 補者である取締役は特別利害関係取締役には該当 しないと解されています。

# 取締役会の報告事項



代表取締役その他の業務執行取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況について、取締役会に報告しなければなりません。また、この報告は、書面によって省略することができません。

上述のとおり、取締役会は、代表取締役らによる業務執行を監督する機能を有しますが、代表取締役らによる業務執行が適切に行なわれているかを有効に監督するため、業務執行の状況を把握する必要があることから、このような報告義務が定められています。

「3か月に1回以上」とは、前回の報告と次回の報告との間隔が3か月以内であることを意味しますが、厳密に3か月以内である必要はありません。たとえば、3月、6月、9月、12月の定例取締役会において報告がなされれば、その間隔が「3か月+数日」になることも許容されると考えられています。

なお、3か月に1回の報告義務は、最低限のも

のであり、会社の経営において重要な事項が生じた場合は、代表取締役その他の業務執行取締役は、 直ちに取締役会を開催し、これを報告しなければなりません。

### (2) 報告すべき事項とは

報告すべき内容やその程度については、「取締役会の監督に必要となる重要な情報」を報告すべきことになります。具体的には、図表6-3に挙げたような事項について報告をすることが一般的です。

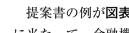
このほか、利益相反取引や競業取引を行なった 取締役は、当該取引後に遅滞なく、当該取引につ いて重要な事実を取締役に報告する義務がありま す。

また、監査役も取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、 または法令・定款に違反する事実や著しく不当な 事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を取 締役会に報告しなければなりません。

#### ■図表6-3 取締役会に報告すべき重要な事項

- ・ 業績情報の進捗状況
- ・経営計画、経営目標の進捗状況
- ・重要な案件の進捗状況
- ・内部統制システムの構築・運用状況(内部監査部門の監査結果報告、内部通報の状況、 コンプライアンス部門の活動状況の報告等)

# 取締役会の省略



### (1) 決議の省略(書面決議)

取締役が取締役会の目的事項について提案をし、 取締役(特別利害関係取締役を除きます。)の全 員が、書面または電磁的記録によって提案に同意 する旨の意思表示をしたときは、監査役から異議 がない限り、当該提案を可決する旨の取締役会決 議があったものとみなされます。

提案書の例が図表6-4です。これは設備投資 に当たって、金融機関からの借入れを行なうこと を提案するものです。

この書面決議を行なうためには、これを許容す る定款の定めが必要であること、同意の意思表示 は口頭では足りず、書面または電磁的記録(メー ル等) による必要があること、同意の意思表示は 提案者である取締役からも取得する必要があるこ とに注意してください。

### ●図表6-4 取締役会の書面決議についての提案書の例

令和○年○月○日

取締役各位

株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇

# 提案書

私は、下記の取締役会決議の目的事項について、当社取締役に対して提案いたしますので、 ご同意いただきますようお願いいたします。

記

### △△銀行との金銭消費貸借契約締結の件

新工場設置に係る設備投資のため、株式会社△△銀行との間で、別紙のとおり金銭消費貸 借契約を締結し、同行から5,000万円の借入れを行なうこと。

以上

### ●図表6-5 取締役会の書面決議についての同意書の例

令和○年○月○日

株式会社〇〇〇〇御中

### 同意書

私は、当社取締役として、取締役会決議の目的事項について別紙提案書によりなされた提 案に同意いたします。

> 株式会社〇〇〇〇 取締役 △△△△ 印

> > 以 上

図表 6 - 4 の提案に対する取締役の同意書の例が図表 6-5です。

また、法令上の要件ではありませんが、取締役と併せて監査役からも、異議がない旨の確認書を取得しておくことが望ましいといえます。

書面決議はいかなる事項についても行なうこと ができます。

ただし、取締役の行為によって会社に損害が生じた場合、当該取締役に善管注意義務違反がなかったかが問われますが、その際には、当該行為に至った取締役の意思決定の過程の合理性が検討されます。

当該行為を行なうに当たって、取締役会を実開催して時間をかけて慎重な検討を行なったことは、この意思決定の過程の合理性を基礎付ける事実となります。

そのため、会社にとって重要な事項や、リスク

の高い事項については書面決議を行なうのではな く、取締役会を実開催するほうが安全です。

### (2) 報告の省略

取締役や監査役が、他の取締役や監査役の全員に対し、取締役会に報告すべき事項を通知したときは、実際に取締役会を開催して当該事項を報告することは不要です。

ただし、78分で述べたとおり、代表取締役または代表取締役以外の取締役で当該会社の業務執行をする取締役として取締役会決議によって選定されたものは、3か月に1回以上、自身の職務の執行状況について取締役会に報告をしなければなりません。

この代表取締役等の職務の執行状況の報告は、 通知によって省略することができません。

# 競業取引及び利益相反取引に対する規制

76~78章で述べたとおり、取締役が競業取引または利益相反取引を行なう場合には、取締役会の承認決議及び取締役会に対する事後報告が必要となります。

その趣旨は、取締役が会社の利益を犠牲にして 自らの利益を追求することがないようにすること にあります。

以下では、競業取引及び利益相反取引について 概要を説明します。

### (1) 競業取引

取締役が自己または第三者のために(つまり、会社の取引とは別に)、会社の事業の部類に属する取引(競業取引)をしてしまうと、同種の取引を行なう会社の機会が奪われ会社に損害が生じるおそれがあります。

そのため、競業取引を行なおうとする取締役は、 取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会) に当該取引について重要な事実を開示し、事前に 承認を得なければなりません。

また、取締役会設置会社においては、競業取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならないとされています。

実務では、取締役が自ら競業を行なう場合のみならず、競業をしている他社の代表取締役に就任するような場合にも、就任後に競業取引を行なうことを想定して、取締役会の承認を得ることが一般的です。

### (2) 利益相反取引

利益相反取引とは、会社と取締役または第三者

の利益が相反する取引をいい、大きく2つの類型 があります。

1つは、取締役が自己または第三者のために会社と取引をしようとする場合です。このような取引を「直接取引」といいます。

もう1つは、会社が取締役の債務を保証するといったように、会社が取締役以外の者と、会社と 当該取締役との利益が相反する取引をしようとす る場合です。このような取引を「間接取引」といいます。

直接取引及び間接取引のいずれの場合において も、会社と取締役の利益が対立することになりま す。

そこで会社法は、このような取引について、取締役が会社の利益を犠牲にして自己または第三者の利益を図ることを防ぐため、取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)に当該取引について重要な事実を開示し、事前に承認を得ることを当該取締役に対して求めています。

なお、会社が、取締役個人と取引する場合だけでなく、当該取締役が取締役を兼任する他社と取引をするときにも、利益相反取引(直接取引)の問題が生じます。この場合、当該取締役が、兼任先の他社において代表取締役であるときや、当該取引について当該他社を代理するときは、利益相反取引として取締役会の承認決議を得る必要があると考えられています。

また、取締役会設置会社において利益相反取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならないとされています。

### こんなときどうする

# 株主総会の招集通知を発送した後に誤記が見つかったら?

株主総会の招集通知を株主に発送した後になっ て、取締役の名前の漢字を間違っていた、あるい は日付を前年のままにしていたなど、その文面に 誤植等が見つかった場合はどうすればよいでしょ うか。

### ●修正の周知方法を通知する

株式会社は、事業報告や計算書類等について、 株主総会の招集通知を発送した日から株主総会の 前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合に おける修正後の事項を株主に周知させる方法を、 招集通知と併せてあらかじめ通知しておくことが できます。

たとえば、その周知方法としてインターネット 上にある自社のウェブサイトに掲載する方法(い わゆるウェブ修正)を採用しておけば、修正内容 を招集通知に記載したURLに掲載することによ って、適法に誤記などを修正することが可能とな ります。

ただし、ウェブ修正が認められるのは、原則と して、誤植やその他の比較的重要ではない事項の 修正に限られます。

修正内容次第では、議案の取下げも検討する必 要があります。

### Column

### (こんなときどうする)

# 所在不明株主が存在する場合は?

会社法では、所在不明株主が保有する株式を強 制的に売却することが認められています。

#### ●強制売却の条件

①会社が株主に対してする通知または催告が5 年以上継続して到達しないこと、かつ、②株主が 継続して5年間剰余金の配当を受領しなかったこ と(配当をしていない事業年度が含まれる場合は、 当該事業年度に配当をしなかったこと)、という 条件を満たす場合には、会社は、当該所在不明株 式が保有する株式を競売により売却することがで き、また、市場価格のない株式については、裁判 所の許可を得たうえで競売以外の方法により売却 することができます。非上場会社の株式を競売で 取得する者が現われることは通常想定し難いこと ですので、競売以外の方法による売却において、 会社自身(または会社関係者)が所在不明株主が 保有する株式を買い取ることも可能です。

株式の売却代金は所在不明株主に交付されるべ き金銭ですが、所在不明であるからこそ株式を売 却したのですから、事実上、所在不明株主に売却 代金を交付することはできないと考えられます。 その場合には、会社は、売却代金を供託すること により、所在不明株主に対して売却代金を交付す る義務を免れることが可能となります。